

大阪市立 今津中学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和 8 年 4 月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こりえる。」という認識のもと、「生徒一人ひとりが安心して、学校生活に専念できる落ち着いた学校づくり」のために「今津中学校いじめ防止基本方針」を制定し取り組んで行く。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み（教職員・児童生徒の意識改革について方策等）
- ② 未然防止・早期発見のための取組
- ③ 家庭・地域との連携

3. いじめの未然防止についての取組

〈基本姿勢〉

いじめは、どの児童生徒にも起こりえる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習規律の確立：50分の授業が充実できる体制作り
チャイム着席する習慣、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方・聞き方
- ② 配慮を要する生徒への個別指導の推進：抽出・放課後等の指導
- ③ 習熟度別授業による推進：国語・英語（1クラス2分割）・理科
- ④ 朝の読書活動・朝学習の継続
- ⑤ 研究授業を伴う校内研修会・公開授業週間等「わかる授業」作りの推進
- ⑥ 指導力向上のための研修会への参加、教科会の充実、外部講師による講習会等

(2) 自己有用感を高めるために（児童生徒会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取組
生徒に自分自身をしっかりと内観させ、将来に夢と希望を抱かせる教育として、出前授業等で、自ら気づく・学ぶという体験の推進
- ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることでできる集団づくり
集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、学級活動や部活動の推進
- ③ 生徒を認め、褒める指導を充実させるための取組
学年行事（球技大会・百人一首大会・合唱コンクール等）、学校行事（体育祭・文化活動発表会）、生徒会活動（毎月の生徒会新聞発行）、部活動の推進、学年集会・全校集会

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取組
道徳教育の年間指導計画、各学年行事・学級活動の取組を進める。
「生活状況アンケート」、芸術鑑賞の実施による、自尊感情（自己効力感・自己受容感）の育成。
- ② 命の大切さやお互いを思いやることの大切さを実感することができる取組
人権教育年間指導計画に基づき、各種委員会が中心となり生徒の実態、本校の課題に即した人権教育を推進
- ③ 「傍観者」もいじめに荷担していることを認識させるなどの指導
生徒会による生徒会新聞等で、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、学級活動・学年集会等での指導、人権教育の推進
- ④ 情報モラルに関する取組
情報モラルを身につけさせる指導の充実、携帯電話等の正しい活用の仕方の推進
- ⑤ いじめ・命について考える日
5月のゴールデンウィーク明けの月曜日に設定・取組

4. いじめの早期発見についての取組

〈基本姿勢〉

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 生徒観察の充実と情報の共有化
日頃からの生徒との関わりの中で、信頼関係の構築等に務め、生徒の些細な変化に気づき、情報を確実に共有すること（情報に基づき）速やかに対応する。登下校指導や昼休みの巡視や、放課後の校区内巡視において、子どもが生活する場の異常の有無を確認し、学年の打ち合わせ等で情報交換を行う。
- ② 変化の記録（5W1H）
気になる変化が見られた、遊びや悪ふざけなどのように見えるものの気になる行為があった等の場合に、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）を明確にし、情報、見立て、支援策を共有する。特にいじめの発見、

初期対応を慎重かつ迅速に行う。

- ③ アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施
各学期に定期的にアンケート調査の実施と教育相談週間を実施し、いじめを訴えやすい体制の確立
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
状況に応じて、協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制の確立
- ⑤ 外部機関との連携について
状況に応じて、関係諸機関との連携協力の推進
- ⑥ いじめ相談窓口の周知
学期に1回、生徒・保護者に相談窓口の周知

5. いじめの早期解決についての取組

〈基本姿勢〉

発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制について
定期的なアンケートや教育相談以外にも休み時間や放課後の雑談の中などで交友関係や悩みを把握したり、普段の家庭連絡、家庭訪問等で得た情報を学校の教職員全体で共有する。
- ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて
情報の共有化・教職員の連携
- ③ 被害生徒の保護、加害生徒への指導について
被害生徒から、事実関係の聴取を行う。その際「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。個人情報取り扱い等プライバシーには十分に留意する。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去し生徒の安全を確保する。被害生徒が安心して学習等を落ち着いて教育を受けられる環境を確保する
加害生徒から事実関係の聴取を行い、複数の教職員が連携し、再発を防止する。迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ④ 警察などの関係機関との連携について
状況に応じて、心理や福祉等の専門家、外部専門家や外部関係機関の協力を得て組織的に再発を防止する処置をとる。
- ⑤ 家庭・地域との連携について
家庭訪問や今津中学校ホームページ・学年通信・学級通信等を通じて、家庭との緊密な連携協力を図り、PTA（PTA実行委員会等）や関係団体等との連携促進など、学校と、地域、家庭が組織的に連携、協働する体制を構築する。
- ⑥ ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活

用についてネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

① 「いじめ防止対策委員会」とする。

② 〈構成〉

管理職・生徒指導主事・生活指導部長・学年主任・養護教諭等

※事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。

③ 〈役割〉

- ・学校基本法に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。
- ・校内研修会を実施する。

【年間計画】

【調査等】

① 生徒対象いじめアンケート調査 毎月

② 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査
年1回（11月）＋随時

【研修会】

- ・特別支援教育研修会（4月）
- ・生徒指導研修会（4月）
- ・人権研修会（6月）

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

① ホームページや学校だよりなどによる情報発信・啓発

② 学校協議会への提案・協力体制について

③ 委員会への地域諸団体や関連機関への参加要請について
地域連絡協議会（7月）
青少年指導連盟協議会（9月）（2月）
民生委員長・主任児童員連絡会（每学期1回）
学警連絡会（毎月1回）

(3) 取組内容の検証

① P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連

「運営に関する計画」にある生徒一人がひとりが安心して学校生活に専念できる落ち着いた学校づくりの項目に「いじめ」に関する項目を入れ、P D C Aサイクルで検証を進める。

② 組評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関しての改善方法

3学期に生徒アンケート・保護者アンケートを実施し内容・方法の見直しを行う

7. 重大事案への対処

ア) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査及び対応を行う。

①学校の対応は隠蔽しない・誠意ある対応・窓口（管理職）の一本化で進める。

一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に保護者に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導を行う。

②いじめ防止対策委員会が中心となって事実関係の明確化する。

③被害生徒及びその保護者へ適切に情報提供する。

④教育委員会へ報告する。

いじめ発見の際の流れ（例）

